

市原市強化指定選手・団体奨励金交付要綱

令和元年 6 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市原市スポーツ振興基金条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、市原市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を財源として、本市にゆかりのあるトップアスリートの活動を支援し、市民のスポーツに対する興味・関心を高めるとともに、本市への誇りと愛着を醸成することを目的に、強化指定を受けた選手・団体に対し市原市強化指定選手・団体奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金対象者)

第 2 条 奨励金の交付対象となる者は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）加盟競技団体、千葉県が指定する強化指定選手・団体のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、奨励金の交付対象となるのは強化指定を受けた年度のみとし、選手・団体共に交付は同一年度につき一回のみとする。

- (1) 市原市内在住の選手
- (2) 市原市内在勤の選手
- (3) 市原市内に主な活動拠点がある選手・団体
- (4) その他市長が特に必要と認める選手・団体

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の額は、別表 1 に定める額とする。ただし、強化指定が重複した場合は、上位の額を優先し、重複での交付は行わない。

(奨励金の交付申請)

第 4 条 奨励金の交付を申請する者は、別記第 1 号様式に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第 5 条 市長は、奨励金の交付申請があったときは、申請にかかる書類等を審査し、適当と認めるときは奨励金を交付できる。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(平成 31 年 3 月 27 日)

附則

この要綱は、令和元年 6 月 24 日から施行する。(令和元年 6 月 24 日)

別表 1

奨励金の額

	個人	団体
JOC が定める強化指定選手・団体		
JPC 加盟競技団体が定める強化指定選手・団体	50,000 円	70,000 円
千葉県が定める強化指定選手・団体		

市原市強化指定選手・団体奨励金交付申請・請求書

年 月 日

市原市長

住所（所在地）

氏名

（団体名および代表者名）

㊟

電話番号

メールアドレス

市原市強化指定選手・団体奨励金の交付を受けたいので、次のとおり提出します。

記

1 強化指定の内容

名 称	
指定する団体	
奨 励 金 額	金 額 円

2 奨励金振込先

ふりがな													
口座名義人													
金融機関名	銀行				店舗名				口座種目				
	金庫				本 店				1. 当座				
	組合				支 店				2. 普通				
	出張所												
金融機関コード	店舗コード			口座番号									

広報紙、ウェブサイトなどでの公表を許可します。（氏名・大会名のみ）

添付書類について（この用紙は提出不要です）

以下の書類を添付して、ご提出ください。

- 認定証の写しなど、強化指定を受けたことが分かる書類
- 市内在住、在勤、または市内に活動拠点があることが分かる書類
（運転免許証、社員証などの写し）

郵送の際は右下の住所を切り取ってご利用ください。

問合先
市原市スポーツ振興課
TEL : 0436-23-9851
Mail : sposhin@city.ichiahra.lg.jp

〒290-8501
市原市役所スポーツ振興課
市原市トップアスリート支援事業担当者 行